

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和2年2月20日

東京都作業部会確認 令和2年3月 3日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年10月14日)

(契約変更に伴う再々確認日 令和2年12月11日)

事業名 標識の製作・設置

案件名 東京 2020 大会 会場内のサインの製作・設置・維持・撤去等に係る業務委託

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、東京 2020 大会における案内誘導サービスを提供するために、必要な事業。</p> <p>よって、大会に必要な経費として、5/31 の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。</p> <p>(令和2年9月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的である。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>本事業は、東京 2020 大会における会場内の案内誘導のサインを製作、設置し、大会運営を実施するために必要な事業であり、大会の成功には必須である。</p> <p>(令和2年9月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更は、大会延期決定前に先行着手した会場内サインを 21 年の大会時期に向けて保管する必要がある中で、現在利用している委託業者手配の民間倉庫が 10 月末で契約期限終了となるため、移管先倉庫の早急な確保に向け、現時点で手続きを進める必要がある。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>大会延期に伴い発生した、延期関連業務に対応する事務局経費、大会簡素化に向けたコスト圧縮策の検討など、21 年早々の追加サイン製造開始に向けた検討体制確保に向け、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	

	<p>効率性</p>	<p>本事業は、発注内容の精査などの経費削減を行っており、効率性についても配慮している。</p> <p>(令和2年9月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更にあたっては、坪単価の大幅縮減等の付加条件を含め、規模・単価の一層の適正化を行っており、効率性について配慮している。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更にあたっては、延期直後に業務に必要な最低限の人工に絞込む等、効率性に配慮している。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>本事業は、IOC 推奨の、過去大会知見を有するサイネージャアドバイザーの助言を基に、組織委員会内において関連部署と予算削減の過程を経て計画を行っている。</p> <p>(令和2年9月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>都有施設や組織委員会所管他施設との一部併用を含めたコスト削減の比較検討を経て計画を行っており、経費の削減に努めている。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>設計業務等の体制の効率化を図り、徐々に必要人工を追加することにより、委託事業者の体制・機能を維持しつつ、全体経費の削減に努めている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、平成29年5月31日の合意に基づき、公費負担の対象としているものであり、適切である。 ・なお、詳細設計後に実施する製造等委託を踏まえ、全体の大会経費に影響を与えないように調整する。 ・現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委員会予算の執行とする。 <p>(令和2年9月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。